

第一条 京都大学広報委員会規程等の一部を改正する規程

第一条 京都大学広報委員会規程（平成十三年達示第十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号を削り、同項第二号中「副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者」を「広報担当の理事（以下「担当理事」という。）」に改め、同号を第一号とし、同項第三号中「学部」を「研究科（地球環境学堂を含む。）」に改め、同号を第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号及び第六号を二号ずつ繰り上げ、同項第七号中「事務局長」を「総務部長」に改め、同号を第五号とし、同項第八号を第六号とし、同条第二項及び第三項中「第三号から第六号まで及び第八号」を「第二号から第四号まで及び第六号」に改める。

第四条第二項中「総長」を「担当理事」に改める。

第六条中「大学情報課」を「総務部広報課」に改める。

第二条 京都大学教育研究振興財団助成事業検討委員会規程（昭和六十三年達示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を削り、同項第二号中「副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者」を「総務担当の理事（以下「担当理事」という。）」に改め、同号を第一号とし、同項第三号中「各学部長」を「各研究科（地球環境学堂を含む。）の長」に改め、同号を第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を第四号とし、同項第六号を第五号とし、同項第七号中「事務局長」を「総務部長」に改め、同号を第五号とし、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改める。

第四条第一項中「総長」を「担当理事」に改める。

第七条中「事務局総務部」を「総務部総務課」に改める。

第三条 京都大学補導会議規程（昭和二十四年達示第十八号）の一部を次のように改正する。

「厚生補導担当の副学長
学部長

大学院エネルギー科学研究科長

第二条中

大学院アジア・アフリカ地域研究研究科長

大学院情報科学研究科長

大学院生命科学科学研究科長

大学院地球環境学舎長
事務局長

を「担当副学長」に改める。

第四条中「総長」を「担当副学長」に改める。

第四条 京都大学入試センター試験実施委員会規程（平成元年達示第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「厚生補導担当の副学長」を「教育・学生担当の理事（以下「担当理事」という。）」に改め、同号を第一号とし、同項第三号を第二号とし、同項第四号を第三号とし、同項第五号を第四号とし、同条第二項及び第三項中「第三号から第五号」を「第二号から第四号」に改める。

第三条第二項中「委員長は総長」を「委員長は担当理事」に、「第三号」を「第二号」に、「総長が委嘱」を「委員長が委嘱」に改める。

第五条 京都大学学生部委員会規程（昭和二十七年達示第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「各学部」を「各研究科（地球環境学堂を含む。）」に、「学部長」を「研究科長（地球環境学堂にあつては地球環境学舎長）」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項及び第四項中「及び第三号」を削る。

第六条を削る。

第七条を第六条とする。

第八条中「規定」を「規程」に改め、同条を第七条とする。

第六条 京都大学国際交流委員会規程（昭和五十二年達示第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者」を「国際交流担当の理事（以下「担当理事」という。）に改め、同項第二号中「学部から」を「研究科（地球環境学堂を含む。）」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「研究所から」を「研究所の」に改め、同号を第三号とし、同項第五号中「センターから」を「センターの」に改め、同号を第四号とし、同項第六号を第五号とし、同項第七号を第六号とし、同項第八号を第七号とし、同項第九号中「事務局長」を「研究・国際部長」に改め、同号を第八号とし、同項第二項及び第三項中「第五号まで及び第八号」を「第四号まで及び第七号」に改める。

第七条 京都大学国際交流会館規程（昭和五十七年達示第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者」を「国際交流担当の理事」に改め、同項第二号中「及び第五号」を削り、同項第三号中「教官」を「教員」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「経理部長、施設部長及び研究協力部長」を「財務部長、施設・環境部長及び研究・国際部長」に改め、同号を第五号とする。

第十八条中「研究協力部」を「研究・国際部」に改める。

第八条 京都大学国際教育プログラム委員会規程（平成十年達示第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「学部」を「研究科（地球環境学堂を含む。）」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を第三号とし、同項第五号を第四号とし、同項第六号中「事務局長」を「研究・国際部長」に改め、同号を第五号とし、同条第二項及び第三項中「第三号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第六条を削る。

第七条を第六条とする。

第八条中「研究協力部」を「研究・国際部」に改め、同条を第七条とする。

第九条 京都大学情報公開委員会規程（平成十二年達示第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）」を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）」に改める。

第二条第一項第一号中「副学長及び総長補佐のうちから総長が指名する者」を「法務担当の理事（以下「担当理事」という。）」に改め、同項第二号中「学部」を「研究科（地球環境学堂を含む。）」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を第三号とし、同項第五号中「事務局長」を「総務部長」に改め、同号を第四号とし、同項第六号を第五号とし、同条第二項及び第三項中「から第四号まで及び第六号」を「第三号及び第五号」に改める。

第六条中「大学情報課」を「広報課」に改める。

第十条 京都大学同和・人権問題委員会規程（昭和四十八年達示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「厚生補導担当の副学長」を「人権担当の理事」に改め、同項第二号中「学部から」を「研究科（地球環境学堂を含む。）」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「研究所から」を「研究所の」に改め、同号を第三号とし、同項第五号を第四号とし、同項第六号を第五号とする。

第十一条 京都大学保健衛生委員会規程（昭和四十九年達示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教官」を「教員」に改める。

第三条第一項第二号中「各学部長」を「各研究科（地球環境学堂を含む。）の長」に改め、同項第三号を削り、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「事務局長」を「学生部長」に改め、同号を第七号とし、同条第二項中「第四号及び第六号」を「第三号及び第五号」に、同条第三項中「第六号」を「第五号」に改め、同条第四項中「第八号」を「第七号」に、「教官」を「教員」に改める。

第四条第一項中「第七号」を「第六号」に改める。

第六条第一項及び第二項中「教官」を「教員」に改める。

第十二条 京都大学における全学共通教育の実施に関する規程（平成十五年達示第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「評議会」を「教育研究評議会」に改める。

第十七条第一項第四号及び第五号中「教官」を「教員」に改める。

第二十二條第一項第一号、第二号及び第三号中「教官」を「教員」に改める。

第十三条 京都大学放射性同位元素等管理委員会規程（昭和三十五年達示第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「事務局長、経理部長、施設部長、研究協力部長」を「財務部長、施設・環境部長、研究・国際部長」に改める。

第九条中「研究協力部」を「研究・国際部」に改める。

第十四条 京都大学核燃料物質管理委員会規程（平成四年達示第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「経理部長、施設部長及び研究協力部長」を「財務部長、施設・環境部長及び研究・国際部長」に改める。

第七条中「研究協力部」を「研究・国際部」に改める。

第十五条 京都大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程（平成十三年達示第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「研究協力部長」を「研究・国際部長」に改める。

第十六条 京都大学環境保全委員会規程（昭和五十二年達示第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号「学部」を「研究科」に改め、同項第二号中「学部」を「研究科」に、「医学部」を「医学研究科」に改め、同項第三号中「総合人間学部」を「人間・環境学研究科」に改め、同項第四号中「大学院」を削り、同項第八号中「事務局長、総務部長、経理部長、施設部長」を「総務部長、財務部長、施設・環境部長」に改める。

第十八条中「施設部」を「施設・環境部」に改める。

第十七条 京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成十五年達示第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 部局 各研究科（地球環境学堂を含む）、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第三章第七節、第八節、第十節及び第十一節に定める施設等をいう。）並びに事務

本部及び宇治地区事務部並びに医療技術短期大学部をいう。

第四条中「総長が指名する副学長又は総長補佐」を「情報基盤担当の理事」に改める。

第十八条 京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程（昭和四十七年達示第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（平成四年達示第五十四号）第十二条」を「（平成十六年達示第百号）第九条」に改める。

附則

この規程は、平成十六年六月二日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。